

かめろうき会報

令和3年4月号（第173号）



就任2年目のご挨拶

亀戸労働基準監督署長 戸谷 和彦

東京労働基準協会連合会亀戸労働基準協会支部並びに会員の皆様には平素より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度は署長として2年目を迎えます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、労働基準行政の運営に様々な制約を受けながらも、皆様に助けて頂きながら一定の行政実績をあげることができました。

しかしながら、同ウイルス感染症は依然として経済に大きな打撃を与え、市民生活もかなりの被害を受けております。本年度に入ってから東京都内の景気は依然として厳しく、特に飲食業を中心に休業や事業の縮小・廃止等を余儀なくされており、企業の一部においては、大量の整理解雇、雇い止め、採用内定取消し、退職勧奨が行われています。

このような現下の情勢が労働者の労働条件に与える影響を注視しながら、労働者が安心して働ける環境の確保に向けた実効ある対応を図っていく必要があります。

また、ウィズコロナの新しい働き方としてのテレワークが広がりを見せる中、情報通信技術を活用した働き方は雇用契約に限らず拡大しており、雇用契約によらない働き方や副業・兼業が広がる可能性が高まっています。そして、いわゆる3密を避ける新たな生活様式が労働者の働き方を大きく変えつつあります。

このような状況下において、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を実現するため、長時間労働の抑制、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて「働き方改革」を継続して推進する必要があります。

亀戸労働基準監督署では、江東区で働く方々が安心して安全に働くことができるように、新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に講じた上で、次の施策を中心に取り組んでまいります。

- ① 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業に向けた改正労基法等の周知及び支援並びに新たな働き方の導入支援
- ③ 感染症の影響を踏まえた適切な労務管理に関する啓発指導
- ④ 死亡災害の撲滅及び増加する高齢者の労働災害防止
- ⑤ 職場における感染症への感染防止及び健康管理の徹底
- ⑥ 労働保険制度の適正な運営、労働保険未手続事業場一掃対策の推進

こうした施策の推進には、池上支部長をはじめ、会員の皆様のお力添えが必要不可欠ですので、引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、貴会及び会員の皆様方の今後の益々のご発展とご健勝を祈念致しまして、簡単ではございますが、就任2年目の挨拶とさせていただきます。

亀戸労働基準監督署からのお知らせ

令和3年4月1日付けで人事異動がありました。

会員の皆さんどうぞよろしくお願いたします。

転	出	転	入
第1方面主任監督官	宮本大輔	第1方面主任監督官	宮地剛史
第2方面主任監督官	森下弘貴	第2方面主任監督官	玉置郁生
労働基準監督官	小林沙也加		
労働基準監督官	瀬戸悠公彦		
		労働基準監督官	高橋克彰
安全専門官	貝瀬創	安全専門官	星野智
労働基準監督官	村上学	労働基準監督官	中村大晟
		厚生労働技官	高保純樹
労災第1課長	中込俊洋	労災第1課長	山口美保子
労災第2課長	田村美和	労災第2課長	吉田由記
労災給付管理官	福井修	労災給付管理官	中莖昇一
		労働基準監督官	沼井大輔
労災認定調査官	山崎充代		
労災給付調査官	石原大地		
		補償係長	砂口健
		労働基準監督官	田口まりえ

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



都道府県労働局・労働基準監督署

R3.2

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

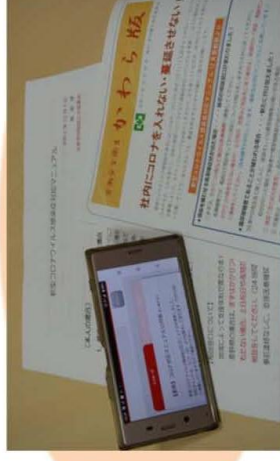
新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

- 【手順】
- ① 感染リスクのある社員の名刺持機
 - ② 濃厚接触者の把握
 - ③ 消毒
 - ④ 関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を選んだコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対して、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパネルで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
▶ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



▶ 宿泊者と従業員との感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ子類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
「事業者がマスクが新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に関与することを要請し、労働者に着用を予防指導すること」が実施されている。	はい/いいえ
「事業者の感染防止の責任を負い担当を任命している。（衛生管理者、産業医など）」が実施されている。	はい/いいえ
「事業者の感染防止のルールについて、労働者に周知している。」が実施されている。	はい/いいえ
「労働者の感染予防の指導が十分に実施されている。」が実施されている。	はい/いいえ
「労働者の感染予防の指導が十分に実施されている。」が実施されている。	はい/いいえ
「労働者だけでなく労働者が感染予防の指導を受けることができる（5つの場面）が十分に実施されている。」が実施されている。	はい/いいえ
「新型コロナウイルスの感染防止策（COVID-19）が実施されている。」が実施されている。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的対策	
「1）作業場において特に注意すべき事項である（期間のつづきのポイント）」が実施されている。	はい/いいえ
「2）感染防止のための5つの基本（1）身体移動の制限、2）マスクの着用、3）手洗い、4）入浴の制限、5）換気の確保」が実施されている。」が実施されている。	はい/いいえ
「3）感染防止策が、労働者の感染予防に効果的であることを評価している。」が実施されている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日（月～金曜日） 午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-285-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※ 雇用調整助成金の特別措置に関するお問い合わせはこちら
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999

STOP! 熱中症

令和3年5月～9月

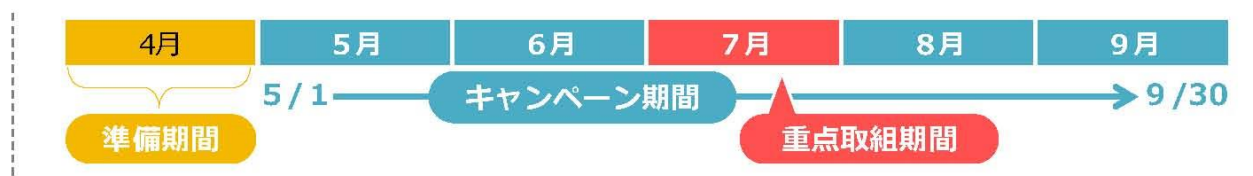
クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —


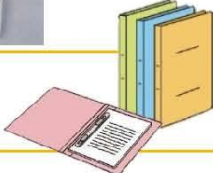
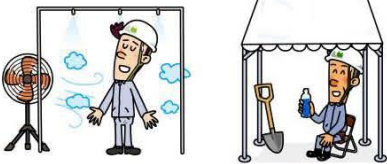



職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備 JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	服装などの検討 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

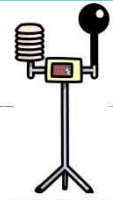
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握








JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	ブレイキング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送**しましょう。



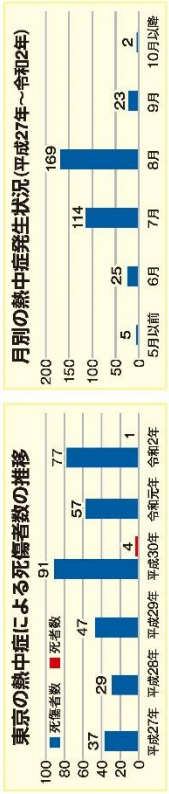
職場の「熱中症」を防ごう!

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょ～

令和2年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は77人(令和3年2月24日現在)で、前年に比べ増加しました。業種別では、建設業と警備業が約35%を占め、そのほか陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割は7月から8月にかけて発生していますが、5月以前にも発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。**本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょ。**



令和2年に発生した熱中症の発生事例(東京)

発生月	業種	発生状況	発生時気温(発生時日最高気温)	休業目数(日数等)
8月9日	ビルメンテナンス業	マンションのゴミ庫内の清掃中、ゴミ庫内が高温の環境であったため、熱中症の症状が出て、救急搬送された。	31.5℃(34.2℃)	約20日
7月14日	貨物自動車運送業	客先での荷下ろし作業中、熱中症により高熱がしびれて体調不良となった。	29.3℃(31.2℃)	約30日
8月13日	警備業	日陰のない工事現場で警備中、水分をとっていたが気分が悪くなり、救急搬送された。	31.9℃(32.5℃)	約10日
8月15日	建設設備工業業	屋外で配管作業中、多量の発汗と指先の震えを発症し、病院での診察の結果、熱中症と診断された。	30.3℃(34.7℃)	約9日

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどとして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を疑った可能性があります。

重症度	症状
Ⅰ度	めまい・失神 立ちくらみなどのこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗
Ⅱ度	頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなど、従来の「熱疲労」と言われていた状態です。
Ⅲ度	意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクとひきつりがある、まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感覚があります。

4月中に実施しましょ!

- 暑さ指数(WBGT値)の把握の準備
- 設備対策・休憩場所の確保の検討
- 暑さ指数(WBGT値)の把握の準備
- 作業計画の策定など
- 服装などの検討
- 教育研修の実施
- 熱中症予防管理の選任と責任体制の確立
- 緊急事態の措置の確認

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するための対策に努めてください。

1 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備(スボットクーラー等)を設置し、作業中適宜散水する。(通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。)
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やることができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B7922」「JIS Z 8504」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。
- マスク着用時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとる。屋外で十分な距離(少なくとも2メートル以上)を確保できる場合で、大声を出す必要がない時は、マスクを適宜外す。ただし、防護マスクなど作業に必要なマスクは確実に着用する。

3 健康管理

- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

4 労働衛生教育

- 労働者が高温多湿現場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状②熱中症の予防方法③緊急時の処置④熱中症の事例についての労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- 一旦作業を離れる
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急措置

少しでも異常が見られたら次の応急処置を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆ 暑い現場から涼しい日陰、または冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆ 水分と塩分の摂取を行う。
- ◆ 衣服をゆるめて(場合によっては脱がせて)、体から熱の放散を助ける。
- ◆ うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。



東京労働局 労働基準部 健康課
https://halte.mhlw.go.jp/halcyo-roudoukyoku/newpage_00329.html



以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

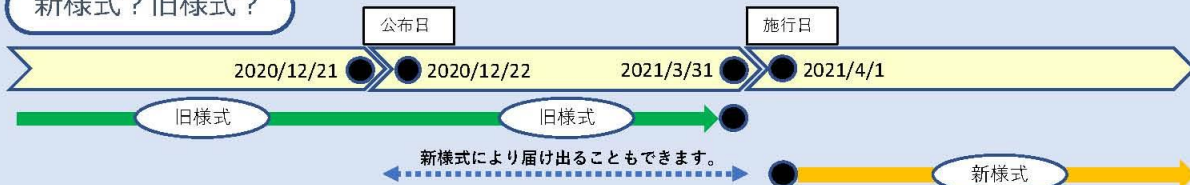
36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- 労働使で合意したうえで労働双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- 管理監督者でないこと
- 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。(裏面を参照)

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結
- 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入
- 36協定届を労働基準監督署に届出
- 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式

検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件

検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

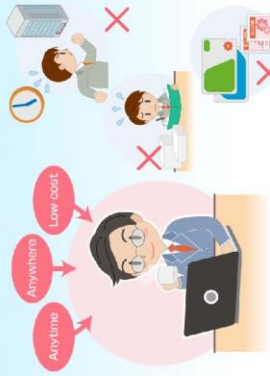
(2020.12)

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

「e-Gov (イーガフ)」
にアクセス!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディーに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディーに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力や変更
と修正だけ! 入力ミスのリスクや計算機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できる
ので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができま
す。また、マイナンバーカード等のICカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカード
リーダーライターは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス!
<https://www.e-gov.go.jp/>

* 電子申請についての利用案内が掲載されています。



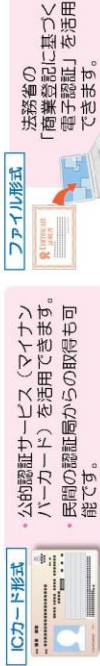
(裏面へ)
R3.3

下の4つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です!

チェック 1 電子証明書を用意します

GビズIDアカウントを使用する場合は
電子証明書の用意は不要となります。

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書
は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



電子証明書のご案内
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/prepare/certificate>

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けられているログインボタンからログインしてください。
GビズIDアカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。GビズIDから属性情報取得し電子申請の基本情報として利用できます。GビズIDアカウントからログインする場合には電子証明書の用意は不要となります。	認証サービスごとに設けられているログインボタンからログインしてください。

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。

e-Govアカウントの登録
https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、
正しく画面が表示されない場合があります。

ポップアップブロックの解除
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/prepare/prepare/block.html>

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します(Internet Explorer11の場合のみ)。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

信頼済みサイトへの登録
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/prepare/trustsite.html>

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールに
は、管理者アカウントが必要です。

Windows版での手順
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/prepare/install.html#windows>

macOS版での手順
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/prepare/install.html#mac>

準備ができたら「マイページ」から申請ができます!

正副支部長会議を開催

正副支部長会議を令和2年12月1日にカメラアプラザにおいて開催しました。また、後述する「合同事務所化」を協議するための臨時正副支部長会議を、コロナ禍のために Teams による Web 会議形式で令和3年2月12日、3月24日に開催しました。

これら一連の会議の協議結果を受けて、令和3年度の正副支部長会議を4月16日にやはり Web 会議で開催し、定時支部会員総会の議案を検討しました。

上記すべての会議には東基連の上島常務理事にご出席いただきました。その目的は、昨年8月の東基連の事務局長会議において東基連から提案のあった支部の事務所統合について、当支部の運営及び活動を検討するにあたっての助言と情報提供です。この「合同事務所化」は現在、支部のある城北（上野、王子、足立・荒川）、多摩（八王子、立川、青梅、三鷹）、城東（亀戸、江戸川）で検討が始まっております。

当支部の合同事務所化についての検討経過については、支部幹事会及び定時支部会員総会で報告させていただきます。

各種講習会

雇入時安全衛生教育研修

江戸川労働基準協会支部との共催で、令和3年4月12日タワーホール船堀（江戸川会場）、4月14日カメラアプラザ（亀戸会場）において、開催されました。それぞれの会場で、江戸川会場78名、亀戸会場43名の方が参加されました。

労働安全衛生法第59条の規定に基づく「雇入れ時の安全衛生教育」についてはCSP労働安全コンサルタントの田代義雄氏に、また、新入社員等向けの「ビジネスマナー研修」については株式会社タクト&タクトの吉田奈保子氏に講師をお願いしました。

また、コロナ感染防止対策として体温測定やマスク着用、そして手指等の消毒をお願いし、机は1人掛けでソーシャルディスタンスを確保して受講していただきました。受講された皆様のご協力に感謝申し上げます。



タワーホール船堀



カメラアプラザ

新入会員のご紹介

(敬称略)

事業場名・住所・電話番号	代 表 者	業種及び事業概要
TSUCHIYA株式会社 東京支社 東京都江東区東陽2-2-4 03-3615-5503	上級常務執行役員 東京支社長 牧野 篤	総合工事業

行 事 予 定

- 令和3年度定時支部会員総会
日 時 令和3年5月14日(金) 午後4時00分～
場 所 アンフェリシオン
- 新規人事・労務担当者講習会
日 時 令和3年6月 4日(金) 午後(カメラアプラザ 5階研修室)
- 労働衛生セミナー
日 時 令和3年9月 6日(月) 午後(カメラアプラザ 3階ホール)
- 江東地区安全衛生推進大会
日 時 令和3年11月17日(水) 午後(カメラアプラザ 3階ホール)

毎年6月に開催されていましたが、「安全セミナー(全国安全週間説明会)」は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止しました。

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部
〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

T E L 5 6 2 7 - 9 9 3 3

F A X 5 6 2 7 - 9 9 3 9

Eメールアドレス kame-roukikyou@mbr.sphere.ne.jp